

## 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日に消費税が5%から8%へ増税となりました。引上げとなった増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

大空町の令和2年度予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源分）

68,375 千円

【歳出】

(単位:千円)

区分	社会 保 障 施 策 経 費	令 和 2 年 度 予 算 額	財 源 内 訳			
			特 定 財 源		一 般 財 源	
			国 道 支 出 金	そ の 他	地 方 消 費 税 交 付 金 (社会 保 障 財 源 分)	そ の 他
社会 福 祉	高 齢 者 福 祉 施 策 経 費	93,722	6,785	15,588	23,499	47,850
	障 が い 者 福 祉 施 策 経 費	247,838	159,461	10,812	25,547	52,018
	児 童 福 祉 施 策 経 費	1,173,157	296,187	818,284	19,329	39,357
	合 計	1,514,717	462,433	844,684	68,375	139,225